

出雲市農業委員会（第1期）第11回総会 議事録

「農業委員会等に関する法律」第27条第1項の規定に基づき会長が総会を招集。

1. 日時 平成30（2018）年5月25日 午後1時30分 ～午後3時30分

2. 場所 出雲市役所本庁 3階 大会議室

3. 出席委員（23名）

秦 久光	大梶 泰男	竹内 辰雄	岡 正	恩村 光則	原 孝治
津戸 吉博	神田 伯	佐藤 始	小川 義和	久野 晴見	塩野 一男
持田 守夫	小村 伸治	遊木 龍治	河原 基	佐藤さゆみ	若槻 博美
勝田 茂	高橋 忠男	板垣 房雄	江角 隆雄		

4. 欠席委員（1名）

勝部 隆司

5. 提出議題

〔1〕報告

報第26号 会長専決処分の報告

報第27号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報第28号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報第29号 農地法第5条の規定による農地等の許可の取消について

〔2〕議案

議第66号 農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の決定について

議第67号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請決定について

議第68号 農地法第4条の規定による農地等の許可申請決定及び承認について

議第69号 農地法第5条の規定による農地等の許可申請決定及び承認について

議第70号 非農地証明について

議第71号 平成30年度農業者年金加入推進活動計画について

議第72号 所有者を確知できない農地の公示について

会長あいさつ

6. 議事

秦会長が、総会の開会を宣する。欠席委員を報告し、出席者が過半数を超え会議の成立を宣する。署名委員に議席番号22番 板垣房雄委員と24番 江角隆雄委員を指名する。

議長 長 それでは、お手元の次第にしたがって進行いたします。

報告事項、報第26号会長専決処分の報告、報第27号農地法第18条第6項の規定による通知について、報第28号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、報第29号農地法第5条の規定による農地等の許可の取消について、一括して報告します。

初めに報第26号「会長専決処分の報告」をいたします。

まず、第10回総会で承認いたしました案件で、島根県農業会議に意見を聴く案件、農地法第4条1件及び農地法第5条8件については、5月10日開催の島根県農業会議第26回常設審議委員会に諮問し、許可相当との答申をいただいております。農地法第4条1件、農地法第5条8件を、常設審議委員会当日の5月10日付けで許可決定しております。

また、墓地経営許可が未済のため許可を保留していましたが農地法第4条1件を5月2日付けで許可決定しております。

次に、後ほど事務局から報告していただきますが、農地法第5条の規定による農地等の許可、1件を、5月14日付けで許可を取り消しております。

以上、報告といたします。

続いて、報第27号農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局から報告をお願いします。

西村主事 それでは、報第27号について、説明します。報告資料の1ページから9ページをご覧ください。

農地の賃貸借の解約等は、原則的に県知事の許可が必要ですが、農地法第18条第1項第2号で、貸し手と借り手の合意による解約が、その農地の引渡しの期限前の6ヶ月以内に成立した旨が書面において明らかな場合は契約終了の手続きができます。

今月は受付番号25番から59番の35件の通知がありました。解約事由は、借人の都合によるものが1件、耕作者の変更によるものが34件です。

農地の引渡しの時期が、解約の合意の成立後6ヶ月以内であることを書面で確認しており、県知事の許可を要しないものと考えます。

以上報告といたします。

議長 長 報第28号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局から報告をお願いします。

林主事 それでは、報第28号について、説明します。報告資料の10ページ以降をご覧ください。

農地法第3条の3では、相続や、時効取得など、農地法の許可を要しない権利取得については、権利を取得した者は、農業委員会にその旨の届出をしなければならないこととなっています。

この届出につきまして、先月の受付は、受付番号第23番から第39番までの17件でした。取得事由は、17件全てが相続です。

なお、受付番号31番、33番、35番、37番と39番の5件については、あっせん希望がでており、担当農業委員さんに相談をしています。

なお、本届出の受理通知は、届出書の到達があった日から40日以内とされています関係上、5月11日付けで通知を出しています。

以上報告といたします。

議 長 報第29号農地法第5条の規定による農地等の許可の取消について、事務局から報告をお願いします。

日野主任 報第29号について説明いたします。お手元の資料20ページをご覧ください。農地法5条の許可の取消願が1件ありました。

受付番号1番は、平成30年3月26日付で許可した案件です。取消願に係る許可を5月14日付で取り消しております。当初計画では一般住宅建築のため転用申請したが、計画者が事業を着手しようとしたところ、計画地の隣接地所有者の都合により給水施設の敷設が困難になり、事業が出来なくなったため、転用許可を取り消すものです。現地は畑として管理されているため、取消し後はそのまま畑として管理されます。説明は以上です。

議 長 報告事項について、一括して報告をいたしました。ご質問はございませんか。

議 長 質問は無いものと認めます。

それではこれより議案の審議を行います。

議第66号農業経営基盤強化促進法に係る農地利用集積計画の決定について、を議題といたします。

農業振興課農地利用調整係から内容について、説明をお願いします。

佐藤係長 議第66号農業経営基盤強化促進法に係る事業計画の決定について説明します。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市は、農業委員会において「農用地利用集積計画」を決定していただくこととなっておりますので、本案件の適否について、今総会での判断をお願いいたします。

それでは、5月31日公告予定の集積計画の概要を説明いたします。お手元の農用地利用集積計画の2ページをご覧ください。

まず、賃借権の設定です。2ページの左上の表の、合計①の欄をご覧ください。設定合計は、168筆、288,231.00㎡、うち新規の設定が78筆、85,211.00㎡、再設定が90筆、203,020.00㎡です。

この内訳ですが、相対分が、2ページの右上の表の合計①欄、56筆、49,216㎡です。また円滑化事業分が、3ページの左上の表の合計①欄、31筆、56,774.00㎡であり、中間管理事業分が、3ページの右上の表の合計①欄、81筆、182,241㎡となっています。

続いて、使用貸借権の設定です。2ページの左下の表の、合計②の欄をご覧ください。設定合計は、211筆、317,147.00㎡、うち新規の設定が82筆、116,908.00㎡、再設定が129筆、200,239.00㎡です。

この内訳は相対分が2ページ右下の表の合計②欄、41筆、60,143㎡、円滑化事業分が3ページ左下の表の合計②欄、21筆、30,025㎡、中間管理事業分が3ページ右下の表の合計②欄、149筆、226,979㎡となっています。

今月のすべての利用権設定の合計は、2ページの一番左下の、計①+②の欄をご覧ください。379筆、605,378.00㎡です。その他詳細な設定内容は、4ページ以降の各筆明細でご確認ください。

以上、今月の申請の案件は、出雲市における基本構想に適合するとともに、権利者・利用権の設定をうけた者が経営農地の全てを効率的に利用し、必要な農作業に常時従事するものとして作成したものです。

また、前回、4月26日の総会で決定いただきました農地中間管理事業の集積計画につきまして、お配りしております「農地中間管理事業による農用地利用配分計画（案）」として公益財団法人しまね農業振興公社に提出いたしますのでご確認ください。説明は、以上です。

議長 それでは、議題となっております議第66号のうち、7ページの1100-38番から11ページの1100-56番まで、12ページ1300-59番、13ページの1300-61番から14ページの1300-65番までの26案件が農業委員関与案件です。

先ず、7ページの1100-38番から11ページの1100-56番まで

の19案件を先議案件といたします。農業委員会等に関する法律第31条の規定により、14番持田守夫委員が除斥となります。

本先議案件についてご質問、ご意見はございませんか。

議長 質問、意見は無いものと認めます。

そういたしますと、議第66号のうち受付番号1100-38番から1100-56番までの19案件について、承認される方の挙手を求めます。

議長 挙手全員と認めます。よって受付番号1100-38番から1100-56番までの19案件を承認いたします。

ここで持田委員の除斥を解除いたします。

続いて、12ページの受付番号1300-59番、13ページの1300-62番、1300-63番の3案件を先議案件といたします。農業委員会等に関する法律第31条の規定により、5番恩村光則委員が除斥となります。

本先議案件についてご質問、ご意見はございませんか。

議長 質問、意見は無いものと認めます。

そういたしますと、議第66号のうち受付番号1300-59番、1300-62番、1300-63番の3案件について、承認される方の挙手を求めます。

議長 挙手全員と認めます。よって受付番号1300-59番、1300-62番、1300-63番の3案件を承認いたします。

ここで恩村委員の除斥を解除いたします。

続いて、13ページの1300-61番、1300-64番、14ページの1300-65番の3案件を先議案件といたします。農業委員会等に関する法律第31条の規定により、17番河原基委員が除斥となります。

本先議案件について、ご質問、ご意見はございませんか。

議長 質問、意見は無いものと認めます。

そういたしますと、議第66号のうち1300-61番、1300-64番、1300-65番の3案件について、承認される方の挙手を求めます。

議長 挙手全員と認めます。よって受付番号1300-61番、1300-64番、1300-65番の3案件を承認いたします。ここで河原委員の除斥を解除いたします。

続きまして、議第66号農業経営基盤強化促進法に係る農地利用集積計画の決定について、のうち先議案件の受付番号1100-38番から1100-56番まで、1300-59番、1300-61番から1300-65番までの26案件を除くすべての案件についてご質問、ご意見はございませんか。

議長 質問、意見は無いものと認めます。

そういたしますと、議第66号農業経営基盤強化促進法に係る農地利用集積計画の決定について、のうち先議案件の受付番号1100-38番から1100-56番まで、1300-59番、1300-61番から1300-65番までの26案件を除くすべての案件について、承認される方の挙手を求めます。

議長 挙手全員と認めます。よって議第66号農業経営基盤強化促進法に係る農地利用集積計画の決定について、のうち先議案件の受付番号1100-38番から1100-56番まで、1300-59番、1300-61番から1300-65番までの26案件を除くすべての案件を承認いたします。

次に、議第67号農地法第3条の規定による農地等の許可申請決定について、を議題といたします。

事務局から内容について、説明をお願いします。

林主事 それでは、議第67号農地法第3条の規定による申請について説明します。

出雲市農業委員会（第1期）第11回総会議案の1ページ、申請書事由別説明書の左側の欄をご覧ください。今月は所有権移転が2件ありました。

個別の事案について説明します。議案の2ページ以降をご覧ください。

なお、議案右端の備考欄に※印で記載のあるものは、別段面積の適用の申出があり昨年12月25日の第5回総会にて該当地に限り面積の下限を1アールまで引き下げるとの決定がなされたものです。

受付番号10番です。譲渡人は高齢により労力不足であるため、経営規模の拡大を望む受人に譲渡するものです。所有権移転後は、受人およびその世帯員が田として耕作される計画です。

受付番号11番です。譲渡人は県外在住で耕作不便であるため、譲渡人と親戚関係にあり、譲渡人に代わり該当地を耕作してきた受人に譲渡するものです。所有権移転後は、受人とその世帯員が畑として野菜を栽培される計画です。

以上受付番号10番から11番については3ページの調査書に記載してありますとおり、農地法第3条第2項各号不許可の該当条項には該当しないため、

許可要件のすべてを満たすと考えます。

説明は以上です。

議長 ご質問、ご意見はございませんか。

議長 質問、意見は無いものと認めます。

そういたしますと、議第67号農地法第3条の規定による農地等の許可申請決定について、承認される方の挙手を求めます。

議長 挙手全員と認めます。よって議第67号を承認いたします。

次に、議第68号農地法第4条の規定による農地等の許可申請決定及び承認について、を議題といたします。

事務局から内容について、説明をお願いします。

大野主事 それでは議第68号、農地法第4条の申請について説明します。

議案書は4ページ、説明資料は1ページから3ページ、参考資料は1ページから6ページになります。

今月の説明案件は1件ございます。

なお、6月開催予定の第27回常設審議委員会に諮問する案件は、欄外左に丸印をつけております。今月からは1件を諮問する予定です。

それでは、個別の案件について説明します。議案書4ページの受付番号6番についてご説明いたします。説明資料の1ページをご覧ください。転用場所は江田町にある畑4筆です。詳細な位置につきましては、2ページの付近案内図でご確認ください。なお、この案件は後に説明する5条受付番号42番と同一の案件です。転用目的は、『農業用施設』です。転用面積は、登記面積3,242㎡で、所要面積は、5,173.16㎡です。申請地は、都市計画区域内のその他の区域です。土地利用計画との調整については、転用申請と同時に農用地区域内の用途変更の申し出があり、4月27日付で変更済みです。許可該当条項は、法第4条第6項ただし書きの「農業用施設」に該当します。

事業計画についてですが、事業者は市内で牧場経営を行っていますが、経営規模拡大に伴い既存の堆肥舎では対応しきれなくなったことから、自己所有地である申請地に新たに乳牛300頭分の堆肥舎、完熟堆肥、堆肥、木材チップ及びWCSのストックヤードを整備するものです。資金計画につきましては、所要資金額9,000万円で、内訳は説明資料に記載のとおりです。これに対する資金調達は、すべて自己資金で賄う計画です。

説明案件は以上ですが、説明案件基準には該当しませんが、事後案件が2件ございました。農地法の知識が充分になく無断で転用してしまったもので、悪意はないものと判断しました。事業者には今後は農地法に違反することのないよう指導しております。また、全ての案件が転用許可基準を満たしています。

その他の案件につきましては、議案書の一覧でご確認いただきますようお願いいたします。今回申請のありました全4案件につきましては、農地法第4条第6項の規定による不許可の要件には該当しないものと認められます。

これで説明を終わります。

議長 事務局から説明がありましたが、ご質問、ご意見はございませんか。

議長 質問、意見は無いものと認めます。

それでは、議第68号農地法第4条の規定による農地等の許可申請決定及び承認について、承認される方の挙手を求めます。

議長 挙手、全員と認めます。

よって議第68号の全案件を許可相当とし、許可決定及び承認いたします。

次に議第69号農地法第5条の規定による農地等の許可申請決定及び承認について、を議題といたします。

事務局から内容について、説明をお願いします。

日野主任 それでは、議第69号の5条申請についてご説明いたします。

議案書は5ページから8ページ、説明資料は4ページから12ページ、参考資料は7ページから40ページになります。

今月の5条申請の内訳は、所有権の移転が11件、賃貸借権の設定が1件、使用貸借権の設定が8件で合計20件提出されております。今月の説明案件は3件ございます。

なお、6月開催予定の第27回常設審議委員会に諮問する案件は、欄外左に丸印をつけております。今月からは4件を諮問する予定です。

それでは、個別の案件について説明します。

議案書5ページの受付番号32番についてご説明いたします。説明資料の4ページから6ページをご覧ください。転用場所は上島町にある、県道出雲大東線の森坂大橋から南東へ約500mの、上津土手南側にある現況畑の田です。詳細な位置につきましては、付近案内図でご確認ください。転用目的は『牛舎』です。転用面積は2,456㎡で、権利の種類は、所有権の移転です。申請地

の農地区分は、農用地区域内農地です。転用に当たっての許可該当条項は、法第5条第2項ただし書きに規定する「農業用施設」に該当します。

事業計画についてご説明します。事業者は、市内で畜産業を営んでいる法人です。この度、申請地を取得し、牛舎を建設する計画です。6ページの計画平面図をご確認ください。申請地は昨年7月に同じく牛舎で転用許可された土地の東隣にあり、現況は田畑転換がなされており、実質的には採草放牧地となっています。計画者は今回、規模拡大を図るため、既存牛舎を増築する形で転用申請されています。牛舎の規模は、増築部分704㎡が2棟の、1,408㎡になります。資金計画につきましては、所要資金額3千5百万円で、これに対する資金調達は、全額自己資金で賄う計画で、計画者の残高証明を確認しています。

続いて、議案書6ページの受付番号35番についてご説明いたします。説明資料の7ページから9ページをご覧ください。転用場所は、湖陵町にある市営常楽寺住宅から北東へ約300m行ったところにある現況雑種地の田です。詳細な位置につきましては、付近案内図でご確認ください。転用目的は『資材置場および倉庫』です。転用面積は1,316㎡で、権利の種類は、所有権の移転です。申請地の農地区分は、第1種農地です。転用に当たっての許可該当条項は、農地法施行規則第33条第4号に規定する「集落接続」に該当します。

事業計画についてご説明します。事業者は、市内で土木工事業を営んでいる法人です。この度、申請地を取得し、資材置場を造成し、資材倉庫を建設する計画です。計画者は、申請地の北側道路の反対側に現在事業所を構えて営業しています。しかし、事業規模拡大に伴い既存の事業区域では狭隘になり、資材置場や倉庫が必要となったものです。土地の選定に当たっては、事業所付近に利用できる非農地はなく、今回、事業所の対面にあり、長期間耕作されていない申請地を選定されました。現況は道路高まで造成された雑種地の様相を呈しており、追認案件としての今回の申請になります。資金計画につきましては、所要資金額410万円で、これに対する資金調達は、全額自己資金で賄う計画で、計画者の預金通帳を確認しています。

続いて、議案書8ページの受付番号42番についてご説明いたします。説明資料の10ページから12ページをご覧ください。転用場所は出雲ドームから西に1km行ったところにある畑です。詳細な位置につきましては、付近案内図でご確認ください。転用目的は『堆肥舎』です。転用面積は1,728.18㎡で、すべて畑です。事業の全体面積は5,173.16㎡になります。権利の種類は、使用貸借権の設定です。申請地の農地区分は、農用地区域内農地です。転用に当たっての許可該当条項は、法第5条第2項ただし書きに規定する「農業用施設」に該当します。

事業計画についてご説明します。事業者は、市内で牧場を経営しています。この度、申請地を使用貸借し、堆肥舎を建設する計画です。計画者は、経営規模拡大に伴い既存の堆肥舎では対応しきれなくなったことから、親族が所有する申請地および4条申請にある、自身が所有する農地に新たに乳牛300頭分の堆肥舎および堆肥、木材チップ及びWCSのストックヤードを整備する計画です。また、5,000㎡程度の面積があり、既存の牛舎等から近接していることという条件から、本申請地を選定しています。

資金計画についてですが、事業に要する費用は9,000万円でございます。これに対する資金調達は、全額自己資金で賄う計画で、計画者の残高証明を確認しています。

説明案件は以上ですが、今月は事後追認の案件が5件ありました。追認案件につきましては議案にその旨表示しておりますので、ご確認ください。いずれも申請が事後になりましたが、悪意はないものと判断しています。転用許可基準は満たしており、事業者には始末書の提出を求めて、今後は農地法に違反することのないよう指導しております。

これで説明を終わりますが、その他の案件につきましては、議案書の一覧でご確認いただきますようお願いいたします。

今月申請のありました5条申請20件につきましては、いずれも農地法第5条第2項に規定する不許可の要件には該当しないものと認められます。説明は以上です。

議 長 この案件について、何かご意見、ご質問はございませんか。

議 長 質問、意見は無いものと認めます。

それでは、議第69号農地法第5条の規定による農地等の許可申請決定及び承認について、承認される方の挙手を求めます。

議 長 挙手全員と認めます。

よって議第69号の全案件を許可相当とし、許可決定及び承認いたします。

次に、議第70号非農地証明について、を議題といたします。

事務局から内容について、説明をお願いします。

西村主事 それでは議第70号、非農地証明の申請について説明します。

議案書の9ページ及び説明資料13ページから14ページをご覧ください。

今月は1件の申請がありました。

申請地は、斐川町直江 [REDACTED] の畑 1,681㎡です。説明資料の13ページの位置図及び付近案内図で申請場所をご確認ください。現地の詳細については、説明資料14ページの現況写真をご確認ください。申請地は、傾斜地であるほか、隣地が山林で日当たりが悪く耕作不適であったことから耕作されておらず、30年以上前から山林となっています。

現地確認は5月10日に江角農業委員、上野推進委員、事務局職員で行っています。

申請地は、農業的利用を図るための条件整備の予定はなく、国土調査も実施されていません。また、相続以外の権利関係等の異動はございません。

本案件は、非農地証明基準の「やむを得ない事情（傾斜地であり耕作不適な土地であること）によって長期間耕作放棄した土地で、その土地の周囲の状況からみて農地に復元しても継続して利用することができないと認められる場合」に該当し、農地法第2条に規定する農地以外のものであるとして非農地証明の対象となるものと考えます。

説明は以上です。

議長 担当農業委員さん、補足はございますか。

江角委員 先程西村主事から報告がありましたとおりでございます。5月10日に上野推進委員、西村主事との3名で現地の確認を行いました。現地の状況は、資料の写真のとおりでございます。畑地への復元は困難と判断し、非農地証明の承認はやむを得ないものと考えております。以上です。

議長 ありがとうございます。
ご質問、ご意見はございませんか。

議長 意見、質問はないものと認めます。
議第70号非農地証明について、承認される方の挙手を求めます。

議長 挙手全員と認めます。
よって議第70号を承認いたします。
次に、議第71号平成30年度農業者年金加入推進活動計画について、を議題といたします。事務局から内容について説明をお願いします。

西村主事 それでは議第71号平成30年度農業者年金加入推進活動計画の決定について

て説明させていただきます。

まず、『1. 今年度の加入目標人数』から説明していきます。年度当初、島根県農業会議から各市町村の加入目標が示されますけれども、平成30年度につきましては農業会議より目標人数が示されておきませんので平成29年度計画の5人を据え置いております。

次に、『2. 加入対象として働きかけをする目標人数』について説明いたします。今年度の加入対象者は24人です。このうち20歳から39歳までの方は15人としています。この数は委員さん1人につき1人加入推進をお願いしたく設定しております。よって『3. 地区別加入推進班の整備』につきましても、全ての農業委員さん24名を加入推進班員としています。

『4. 加入対象者名簿の整備』については、ご覧のとおりです。5月16日に名簿の整備をしております。名簿の登載人数は48名です。加入対象者名簿の詳細については、本日お配りしております資料の2ページ目をご覧ください。また、委員さんから現在加入されている方の名簿もほしいとのご意見がありましたので、1ページ目には現在出雲市内で農業者年金に加入されている方の名前を載せております。併せてご確認をお願いいたします。

この48名につきましては、4月に農政部会を開催し、その際には政策支援を受けられる若い農業者を多く登載してきましたが、就農直後の方は資金面に余裕がなく加入推進が難しいという声もいただきましたので、今年度は名簿の見直しを行い、認定農業者の名簿を市農業支援センターから提供していただき、その方達を名簿に登載いたしました。

『5. 加入推進強化月間』については、加入推進強化月間は農閑期に1回、冬に1回と年に2回設定しております。

『6. 個別訪問の実施計画』についてです。目安として10月頃と冬頃に加入対象者に対して、担当の農業委員さんにまず声掛けをお願いしたいと思います。先程説明いたしました加入対象者名簿の中に担当地区の方がいらっしゃる場合には積極的なお声かけをお願いいたします。加入意向があった場合はさらに事務局職員による訪問にて詳細な説明をする予定です。

『7. 加入推進対策会議及び制度勉強会の実施計画』についてです。本年度4月にJAさんと事務局との本年度の計画の打ち合わせを行いました。また、4月の総会後に農政部会を行いまして、計画案の説明をさせていただきました。それを踏まえまして、本日の農業委員会総会で皆様に本年度の計画の承認をお願い

いしたく総会に付議しております。

『8. 加入対象者に対する説明会等の実施計画』をご覧ください。今年度も、農業支援センターが主催する青年等就農計画推進会議にて時間をいただき、新規就農者を対象に農業者年金制度の説明をさせていただきます。

『9. 啓発普及活動』については、市広報誌『広報いずも』内の「農業委員会だより」に農業者年金のPR記事を掲載しております。また、9月にはJA出雲地区本部内の各支店30店舗にパンフレットを設置予定です。

『10. その他』として、窓口での加入相談と65歳前後の新たな受給者向けの年金相談会の開催を随時予定しています。

計画の説明は以上になりますが、農政部会でご意見が出たことについて補足の資料をつけておりますので併せて説明をさせていただきます。3ページ以降をご覧ください。農業者年金のメリットについて事務局で独自に資料を作成しました。農業者年金の加入に際し、1から6の6つのメリットがあります。この点を加入推進の際にご説明いただけたらと思います。最大のメリットといたしましては、『運用利回り』の点です。現在、直近15年の平均の運用利回りは2.73%です。他の個人年金等の利回りよりもかなり高い利回りであると聞いています。また、万が一利回りがマイナスになった場合でも準備金というものがございますので、そこから補填される形になりますので、年金加入者へのマイナスにはなりません。また、『税制の優遇措置』については、支払った年金保険料は全額社会保険料控除の対象となりますので税金が安くなります。具体的な所得に対する節税の効果については表をご覧ください。さらに若い方、39歳までに農業者年金に加入されると、『国庫補助』を受けることが可能です。このような点から特に若い方への加入推進に力を入れてきましたが、国庫補助がつく年金を受給するには、現在加入されている方が将来リタイヤされたときに、次の方へ『経営継承』を行わないと国庫補助部分の年金を受けることができません。そのため、加入推進の際にそこまで長期の計画を対象者が立てることは中々難しいと思われまます。「加入したのはよいが、年金受給年齢到達時になって経営継承が難しくなり、実際に受給する金額が思っているよりも減っていた」という可能性も考えられますので、「最初から国庫補助を受けずに通常の個人年金としてかける」という選択肢もございます。

加入推進を行う際に、掛け金に対してどれほど貰えるのかというのが気になると思われまます。昨今はインターネットも普及しておりますので、農業者年金

基金のホームページにアクセスしていただくと、年金の試算ができる画面がございます。その画面については資料に載せておりますので、そのページにアクセスしていただくと簡単に試算ができます。また、加入推進を行った時に、例えばインターネットの環境がない場所であり、なかなかアクセスできない場合はどうしたらよいか、との声もありますので、資料5ページ目に、大まかな試算ですが、加入の年齢の期間と納付額別に表に載せておりますので、加入推進の際にご活用いただければと思います。

以上、平成30年度農業者年金加入推進活動計画の決定について、説明は以上でございます。

議 長 前回の総会後に、この件について農政部会が開催されまして検討が行われております。河原農政部会長から補足説明をお願いいたします。

河原委員 4月26日総会終了後に農政部会を行いました。平成30年度農業者年金加入推進計画と加入対象者名簿の作成について検討いたしました。その中で、これまでは若い農業者を中心に加入推進を行ってきた経緯もあり、今回も同様に若年層を対象にリストアップをしました。しかし、加入推進活動時に若い方に話をしに行きますと、保険料の支払いまで手が回らないとの声を多く聞きまして、この状況で引き続き若い方に加入推進を実施することは難しいと考えました。そこで年齢にこだわらず周囲で農業経営が軌道に乗っている方を対象に加入推進を働きかけてはどうかと考えました。資料をご覧ください。こちらのリストに名前が掲載されている方に働きかけをお願いしたいと思います。また、今現在農業者年金加入者の状況も知りたいという意見も出ましたので、資料に載せております。加えて、今自分が加入したらどの程度受給できるのかという目安もあれば、ということで試算表も掲載しております。国からの助成も含めて保険料を支払うことも可能です。こういった点を参考にされまして加入促進に向かっていただきたいということで、農政部会で結論を出しました。よろしくをお願いいたします。

議 長 事務局から説明及び河原農政部会長から報告がございましたが、ご質問、ご意見はございませんか。

江角委員 先程の計画案の中で、農業委員24名全員がそれぞれ加入推進活動を行うと

いうことをございますけれども、担当地区内では加入推進対象者に該当する方がいらっしゃる現状を抱えております。例えば、担当地区外の他の地域に同行するという形であれば活動可能ではないかと考えております。ご検討をお願いします。

議長 非常に前向きなご意見ありがとうございます。自分のエリア内に限らず知り合いの方で加入対象になりえる方がいらっしゃった場合はぜひ積極的に推進していただきたいと思います。よろしくお願いたします。

大梶委員 経営の継承を行わないと年金が受給できないとのことですが、当初は経営継承を行う予定でしたが、その後、後継者が不在となってしまった場合の対応についてはどうすればよいでしょうか。

西村主事 この件については、農業者年金基金への問い合わせを行い、その後の総会で皆様にお知らせできればと考えております。おっしゃるように国庫補助のところで、加入時には助成等のメリットがございますが、いざ受給時になりますと自分が農業の一線から手を引き後継者に引き継がないと受給できないということについて、想定していなかった等の声をいただくことがあると思われま。そのような事態にならないようプラン立てができるようには基金の方に確認してみます。

河原委員 最後になりますが、会社経営で農業をされている方は厚生年金の対象となり、農業者年金への加入はできませんので、その点ご注意くださいようお願いいたします。

西村主事 加入対象者名簿に登載されている方48名については国民年金に加入されていることを確認しております。名簿登載者以外で加入推進をされる場合は口頭でご確認いただきますようお願いいたします。

議長 それでは、議第71号平成30年度農業者年金加入推進活動計画について、承認される方の挙手を求めます。

議 長 挙手全員と認めます。
よって議第71号を承認いたします。
次に、議第72号所有者を確知できない農地の公示について、を議題といたします。
事務局から内容について、説明をお願いします。

大野主事 それでは、議第72号所有者を確知できない農地の公示について、説明させていただきます。

農地法第30条に基づき毎年実施している農地利用状況調査において、遊休農地と判断された農地については、その農地の所有者等に利用意向調査を実施するよう農地法第32条第1項に規定されています。しかしながら、平成29年度に実施した農地利用状況調査において遊休農地と判断された農地のうち、告示案の10筆については、相続登記がされていない等の理由のため、調査しても所有者等が確知できませんでした。

つきましては、これらの農地について、農地法第32条第3項に基づき所有者等が確知することができない旨を告示いたします。

告示は、市役所東側の掲示板に掲載するとともに、出雲市のホームページに掲載いたします。

議 長 ご質問、ご意見はございませんか。
それでは、議第72号所有者等を確知できない農地の公示について、承認される方の挙手を求めます。

議 長 挙手全員と認めます。
よって議第72号の全案件を許可相当とし、許可決定及び承認いたします。
予定していた議事は終了しました。
以上をもって、本日の全ての議事日程を終了いたします。

議長が、総会の閉会を宣する。 午後 3 時 3 0 分

議事に参与した者の職、氏名

常松事務局長、今岡次長、日野主任、西村主事、大野主事、林主事

以上、会議の顛末を記録し、その相違なきことを証するため署名する。

議 長

署名委員

署名委員

